

回 覧

令和7年4月1日

飯玉第5町内会の皆様へ

飯 玉 第 5 町 内 会
区 長 中 村 康 晴

令和6年度 飯玉第5町内会総会について

平素より、飯玉第5町内会の活動に対し、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、飯玉第五町内会総会が、3月23日（日）に下記のとおり開催されましたのでご報告致します。

記

第1号議案 令和6年度事業報告書・令和6年度収支決算報告書について

第2号議案 令和7年度事業計画（案）・令和7年度予算計画（案）について

第3号議案 令和6年度公民館利用状況・公民館収支決算書について

第4号議案 令和7年度飯玉第五町内会役員及び運営委員名簿（案）について

第5号議案 「飯玉第5町内会規約」の改正（案）について

上記の通り、すべて議案通り承認・可決されました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

飯玉第五町内会 区長 中村 康晴

090-6536-7665

飯玉第五町内会 令和6年度 事業報告

令和6年		項 目
1	4月1日(月)	たま5散歩(13:30~)
2	4月3日(水)	町内お花見(問屋町公園)いきいきサロン主催
3	4月22日(月)	長野堰植栽・草刈り実施
4	4月27日(土)	春季運営委員会開催
5	5月19日(日)	ウォークイン塚沢
6	6月2日(日)	町内一斉清掃(盆踊り会場・長野堰・線路際除草)
7	7月6日(土)	盆踊り運営委員会
8	7月22日(月)	長野堰植栽(草刈り)
9	7月27日(土)	盆踊り準備委員会
10	7月28日(日)	独居高齢者宅訪問(飲料水配布と安否確認)
11	8月4日(日)	盆踊り櫓建て
12	8月10日(土)	盆踊り大会 8/13テント返却(塚沢小)
13	8月11日(日)	盆踊り櫓解体
14	9月1日(日)	津軽三味線演奏会(塚沢地区長寿会)
15	9月7日(土)	盆踊り大会反省会
16	9月7日(土)	塚沢地区グランドゴルフ大会 塚沢小学校
17	9月15日(日)	「おくまんさま」(道祖神)祭礼
18	9月16日(月・祝日)	敬老会【実施せず記念品を配布】
19	9月28日(土)	秋季運営委員会開催
20	9月29日(日)	塚沢小学校運動会
21	10月7日(月)	長野堰清掃
22	10月13日(日)	塚沢地区スポーツ大会
23	10月19日(土)	飯玉神社祭礼
24	10月27日(日)	塚沢地区芸能祭(5種目に出演)
25	10月27日(日)	高崎市スポーツフェスティバル(浜川競技場)
26	11月10日(日)	塚沢地区「ふれあい祭り」
27	11月16日(土)	「何でも作品展」(11/16~22の7日間)
28	12月14日(土)	独居高齢者宅訪問(果物配布と安否確認)
29	12月21日(土)	飯玉第五公民館大掃除(各部会2名出席)
令和7年		
30	1月26日(日)	長寿会、婦人会合同新年会
31	3月8日(土)	令和6年度会計監査
32	3月23日(日)	令和6年度通常総会

これらの行事の他に育成会、青年部、婦人会、長寿会、いきいきサロン、防犯委員会、ボランティアの会、映画観賞会、コーラス部、安全パトロールなどがあります

令和6年度 飯玉第五町内会 収支決算書

令和6年3月1日～令和7年2月28日

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
1	前年度繰越		
	普通預金	1,958,957	1 年会費・分担金
	定期預金	1,510,259	塚沢地区区長会・消防団協力金・地域
	現金	51,710	づくり活動協議会・青少年問題協議会等
小計		3,520,926	2 寄付金(社会福祉協議会・赤十字他)
			150,400
			3 塚沢地区スポーツ大会・芸能祭
			74,202
			4 事務取り扱費
			1,013,600
2	各月町内会費		5 役員手当(町内より5名)
	3月	170,400	6 班長手当(56班)
	4月	1,113,570	7 敬老会記念品(1,530円×195名)
	5月	411,000	8 町内団体補助金
	6～9月	462,400	9 会議費(総会・運営委員会等)
	10～2月	25,877	10 街路灯電気代
小計		2,183,247	11 環境衛生費(ゴミネット等)
			26,322
			12 慶弔費(香典7名)
			35,000
3	高崎市補助金(街路灯関係)	174,600	13 事務用品費
			5,522
4	高崎市補助金(敬老会)	278,100	14 緑化運動(長野堰保全等)
			6,583
5	高崎市補助金(事務取扱費用)	1,013,600	15 福利厚生費(お茶・コーヒー等)
			13,608
6	高崎市(環境保全協議会)	33,000	16 コピー代
			16,211
7	預金利息	1,529	17 障害保険料(損保ジャパン)
			124,880
8	雑収入	2,940	18 手数料
			196
小計		1,503,769	19 雑費
			96,299
収入合計		7,207,942	支出合計
			3,318,253

令和6年度実績		令和7年度繰越金	
収入金額	7,207,942	普通預金	2,301,713
支出金額	3,318,253	定期預金	1,510,259
		現金	77,717
次年度繰越金	3,889,689	合計	3,889,689

上記の通り報告いたします。

会計 高見澤 佳子



区長 中村 康晴



令和6年度の会計監査を令和7年3月8日に実施し、現金、及び預金残高、町内会費、各種交付金、帳簿、領収書等の結果、適正に処理されていることを報告いたします。

会計監査

瀧 賢一



会計監査

竹内 克記



飯玉第五町内会 令和7年度 事業計画

令和7年		項 目
1	4月2日(水)	町内お花見(問屋町公園)いきいきサロン主催
2	4月21日(月)	長野堰植栽・草刈り実施
3	4月26日(土)	春季運営委員会開催
4	5月17日(土)	防災訓練
5	6月1日(日)	町内一斉清掃(盆踊り会場・長野堰・線路際除草)
6	6月8日(日)	塚沢地区芸能祭
7	7月5日(土)	盆踊り運営委員会
8	7月21日(月)	長野堰植栽(草刈り)
9	7月26日(土)	盆踊り準備委員会
10	7月27日(日)	独居高齢者宅訪問(飲料水配布と安否確認)
11	8月3日(日)	盆踊り櫓建て
12	8月9日(土)	盆踊り大会(マリエール前創価学会駐車場)
13	8月10日(日)	盆踊り櫓解体
14	8月30日(土)	盆踊り大会反省会
15	9月13日(土)	塚沢地区グランドゴルフ大会 塚沢小学校
16	9月15日(月・祝日)	「おくまんさま」(道祖神)祭礼
17	9月15日(月・祝日)	敬老会
18	9月27日(土)	秋季運営委員会開催
19	10月6日(月)	長野堰清掃
20	10月8日(水)	塚沢小学校運動会
21	10月12日(日)	塚沢地区スポーツ大会
22	10月18日(土)	飯玉神社祭礼
23	10月26日(日)	高崎市スポーツフェスティバル(浜川競技場)
24	11月9日(日)	塚沢地区「ふれあい祭り」
25	11月15日(土)	「何でも作品展」(11月17日まで3日間)
26	12月13日(土)	独居高齢者宅訪問(果物配布と安否確認)
27	12月20日(土)	飯玉第五公民館大掃除(各部会2名出席)
令和8年		
28	1月25日(日)	長寿会、婦人会合同新年会
29	3月7日(土)	令和7年度会計監査
30	3月22日(日)	令和7年度通常総会

これらの行事の他に育成会、青年部、婦人会、長寿会、いきいきサロン、防犯委員会、ボランティアの会、映画観賞会、コーラス部、安全パトロールなどがあります

令和7年度 飯玉第五町内会 予算計画

令和7年3月1日～令和8年2月28日

収入の部			支出の部		
項目		金額	項目		金額
1	前年度繰越	3,889,689	1	年会費・分担金	300,000
			2	事務取扱費	1,000,000
			3	班長手当	400,000
2	各月町内会費	2,300,000	4	塚沢地区スポーツ大会・芸能祭費用	70,000
			5	町内敬老会費用	300,000
3	高崎市補助金（街路灯電気代）	150,000	6	町内団体補助費	450,000
			7	町内主催行事補助費	100,000
4	高崎市補助金（敬老会）	250,000	8	街路灯電気代	180,000
			9	正月松飾り代	20,000
5	高崎市補助金（事務取扱費）	1,000,000	10	会議費（総会・運営委員会等）	150,000
			11	寄付金	200,000
6	各種補助金	30,000	12	慶弔費	50,000
			13	福利厚生費	30,000
7	寄付金（個人・団体）	20,000	14	事務用品費	30,000
			15	保険代	120,000
8	ホームページ協賛金	20,000	16	雑費	80,000
9	預金利息	100			
収入合計		7,659,789	支出合計		3,480,000

令和7年度予算（案）	
収入合計	7,659,789
支出合計	3,480,000
次年度繰越金	4,179,789

令和6年度公民館利用状況

令和6年3月～令和7年2月

長寿会	婦人会	育成会	本部役員会	いきいきサロン	何でも作品展	大正琴
7(9)	8(2)	4(12)	7(20)	29(29)	8(7)	5(4)
ボランティア	映画観賞会	麻雀同好会	その他			合計
2(4)	11(11)	8(9)	24(3)			113(110)

数字は利用回数です。()内の数字は昨年度の数字です。

飯玉第五公民館収支決算書

令和 6年 3月～令和 7年 2月まで

単位:円

収入の部		支出の部		収入の部		支出の部	
前年度繰越金	11,383			9月		ガス代	1,870
				運営協力金	6,000	電気代	16,654
				高崎市補助金	33,000		
3月		ガス代	1,870	10月		水道代	3,069
運営協力金	6,500	電気代	17,416	運営協力金	6,500	ガス代	1,870
町内補助金	100,000					電気代	16,564
4月		水道代	3,069	11月		ガス代	1,870
運営協力金	4,500	ガス代	1,870	運営協力金	4,000	電気代	16,512
		電気代	16,430	町内補助金	100,000		
5月		ガス代	2,094	12月		水道代	3,069
運営協力金	4,500	電気代	16,503	運営協力金	3,500	ガス代	1,870
6月		水道代	3,069			電気代	19,935
運営協力金	4,500	ガス代	1,870			建物共済	22,841
		電気代	16,310				
7月		ガス代	1,870	1月		ガス代	1,870
運営協力金	6,500	電気代	16,913	運営協力金	4,000	電気代	16,965
				町内補助金	50,000		
8月		水道代	3,069	2月		水道代	3,069
運営協力金	4,500	ガス代	1,944	運営協力金	3,500	ガス代	2,019
利息	3	電気代	18,188	利息	5	電気代	17,611
小計	142,386	小計	122,485	小計	210,505	小計	147,658
				合計	352,891	合計	270,143

公民館基金定期貯金

1,521,099円

公民館館長 中村 康晴



公民館会計 大塚 亮二



収入 支出 次年度繰越金

352,891—270,143=82,748

令和 7年 3月 8日

上記の通り相違ない事を認めます

会計監査 安村 武久



令和7年度 飯玉第五町内会役員及び運営委員名簿

	役職	氏名	班
1	区長（公民館館長）	中村 康晴	25
2	副区長（総務・管理・担当）	鈴木 信	19
3	副区長（会計担当・婦人会長）	高見澤 佳子	18
4	理事（企画・青少年育成推進委員 他）	矢畑 徹	7
5	理事（総務・書記・環境保健委員）	嶋田 茂豊	18
6	理事（総務・防犯会長）	外處 隆志	9-2
7	理事(総務)	浅野 光男	14-1
8	理事(青少年育成)	福嶋 功	9-2
9	運営委員（相談役）	酒井 重年	37
10	運営委員（顧問・防災担当）	田村 謙二	21
11	運営委員（相談役）	嶋田 孝徳	14-1
12	運営委員（町内会監査）	竹内 克記	9-2
13	運営委員（町内会監査）	瀧 賢一	37
14	運営委員（公民館会計・長寿会長）	大塚 亮二	22
15	運営委員（公民館監査）	安村 武久	10
16	運営委員(廃棄物減量等推進委員)	井上 佐智子	23
17	運営委員（緑化運動推進委員）	山口 郁子	22
18	運営委員（ボランティア会長）	塚越 幸子	18
19	運営委員	林 栄津子	26
20	運営委員	林 佳貴	26
21	運営委員	仲俣 和美	4
22	運営委員	岡村 樹幸	サーパス
23	運営委員	酒井 忠夫	9-1
24	運営委員（防犯委員）	鈴木 順之	17
25	運営委員	井上 政雄	23
26	運営委員	宮崎 博基	24-1
27	運営委員（青年部部長）	新井 康夫	12
28	運営委員(民生委員・いきいきサロン)	山口 明	26
29	運営委員(民生委員・いきいきサロン)	金井 英子	34
30	運営委員	小平 慎一郎	1
31	運営委員	牛込 正範	12
32	運営委員	佐藤 克宏	9-2
33	運営委員	原田 武男	12
34	運営委員	森田 澄子	9-2
35	女性防火クラブ会長	矢畑 梢	7
36	青少年育成推進委員	鈴木 千賀	17
37	中学校育成員	勝又 幹夫	26
38	運営委員（母子等保健推進委員）	向山 浩江	28
39	運営委員（母子等保健推進委員）	井上 昌子	18

飯玉第5町内会規約

(目的)

第1条 「高崎市区长及び囑託員設置規則」に基づき、本会は、その名称を「町内会」と称し、市政への町民の意見の反映並びに町内住民の福祉及び親睦を図るとともに、能率的な行政への執行に協力するものとする。

(組織)

第2条 会員は、本町内に居住する者、及び事業者等とする。
2 町内会を各班に区分し、それぞれの班に班長1名を置く。
3 本町内会の事務所は、会長宅に置く。

(会議)

第3条 本町内会の事業報告、決算報告、規約変更などの承認及び役員の選任・解任等重要な意思決定は、総会の決議によって行う。
総会は、当年度班長、各運営委員の代表者、及び必要と認められた町内住民をもって総会とする。
2 総会は、年1回開催することとし、その他必要により臨時総会を開催できるものとする。
3 上記会議のほか、必要により役員会を開催できるものとする。

(役員)

第4条 第1条の目的を円滑に遂行するため、下記の役員を設ける。
会長 1名、 副会長 若干名、 会計 1名、
会計監査 2名、 幹事 若干名、 運営委員 若干名

(役員の選出)

第5条 役員の選出は、総会において行うものとする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の職務)

第7条 役員は、次の職務を行うこととする。
(1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
(3) 会計は、会計事務及び会務の推進並びに議事の記録を行う。
(4) 会計監査は、会計事務を監督しその適正を図る。
(5) 幹事は、第1条の目的を遂行するため、各班長との連絡、協調を図る。
(6) 運営委員は、必要に応じて会長の招集により事業の運営・協議に参画し、その目的を遂行する。

(市の囑託員)

第8条 会長は、「高崎市区长及び囑託員設置規則」における区長を兼ねるものとする。

- 2 第1項のほか、上記規則における囑託員は役員が兼ねるものとする。
- 3 区長及び囑託員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会計年度)

第9条 会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までとする。

- 2 本会の運営に要する経費は、町内会費・特別町内会費及び市交付金・町内事務取扱委託料並びに寄付金等をもって賄う。

(町内会費)

第10条 町内会費は、自家居住者は一世帯月額300円、借家居住者は一世帯月額200円とする。但し、複数世帯同居の場合は、一世帯分とする。転入、転出に際しての町内会費は、その事柄の属する月分を含むものとする。

- 2 特別町内会費は、町内において事業を営む事業所等については役員会において協議決定する。

(会議費)

第11条 第3条に定める会議に対しては、会議費を支出できるものとし、その額は、役員会の協議により定めることができることとする。

(班長手当)

第12条 会務の推進を円滑に行うため、年額一世帯当たり(6ヶ月以上町内費納入)500円の班長手当を支給することとする。

(見舞・香典)

第13条 会員世帯に火災、風水害等が生じた場合には、その程度により見舞金を贈呈することとし、その金額は、役員会等において決定する。

- 2 会員及びその同居家族が死亡した場合には、香典5,000円を支出することとする。

付 則

- 1 敬老会招待者は、町内居住6ヶ月以上で75才以上とする。
- 2 この規約の改廃は、総会の決議を経なければならない。
- 3 この会則に定めのない事項については、役員会において適宜決定することができる。
- 4 この規約(第9条の改正)は、平成22年4月1日から実施する。
- 5 この規約(第3条の改正)は、令和7年4月1日より実施する。

飯玉第五町内規約 新旧対象

新	旧
<p>(会 議)</p> <p>第3条 本町内会の事業報告、決算報告、規約変更などの承認及び役員を選任・解任等重要な意思決定は、総会の決議によって行う。</p> <p>総会は、<u>当年度班長、各運営委員の代表者、及び必要と認められた町内住民をもって</u>総会とする。</p> <p>附則</p> <p><u>5 この規約（第3条の改正）は、令和7年4月1日より実施する。</u></p>	<p>(会 議)</p> <p>第3条 本町内会の事業報告、決算報告、規約変更などの承認及び役員を選任・解任等重要な意思決定は、総会の決議によって行う。</p> <p>総会は、<u>班長会議をもって</u>総会とする。</p>